

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分の一部取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和6年5月24日不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年12月21日判決、本資料273号・順号13914)

(第一審・熊本地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年6月9日判決、本資料273号・順号13858)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	笹木 祐司

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年5月24日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 尾島 明

裁判官 三浦 守

裁判官 草野 耕一

裁判官 岡村 和美